

平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 ターボリナックスHD株式会社
代表者名 代表取締役社長 森蔭 政幸
(コード 3777・JASDAQ)
問合せ先 取締役経営企画管理本部長
飯富 康生
(TEL. 03-5809-1850)

民事訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 19 日付けで「当社にかかる訴訟の提起に関するお知らせ」で開示しましたように、宿泊費等の支払いについて、株式会社鈴木総合管理事務所（代表取締役 加藤正人）より東京簡易裁判所において訴訟の提起を受けておりましたが、同裁判所において本訴訟に関する判決文を本日受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

判決があった裁判所および判決言渡日

東京簡易裁判所 平成 25 年 5 月 29 日

判決の要旨

- (1) 被告（ターボリナックスHD株式会社）は、原告（株式会社鈴木総合管理事務所）に対し、59 万 0300 円及びこれに対する平成 25 年 2 月 20 日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを 5 分し、その 1 を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- (4) この判決は、(1) に限り、仮に執行することができる。

訴訟されるに至った経緯

平成 24 年 4 月から 6 月にかけて、「福島原発勇志隊」の山内氏他 3 名（以下「山内氏」という）が福島県郡山市の「ホテル・シーアンドアイ」（以下「本件ホテル」という）に宿泊し、宿泊料金の支払いが山内氏より行われていない。本件ホテルを営業している株式会社鈴木総合管理事務所（以下「原告」という）は、山内氏が、当社の社員であり、当社が宿泊料金を支払うとして長期宿泊契約を締結したとの認識で、当社佐藤社長（当時）等の当社社員の宿泊料金を含む 3 ヶ月分の宿泊料金 743,800 円の請求書を当社へ送付した。当社は山内氏と平成 24 年 4 月 26 日に「業務委託契約書」を締結し、福島県における除染作業を委託しましたが、当社が宿泊費等の経費を支払う条項はありませんでした。従って、当社に送付された請求書の内、当社社員（佐藤浩二代表取締役社長(当時)等）が宿泊した請求額については支払いをするが、その他の額については、山内氏が支払い責任を負うものとして、当社は平成 24 年 6 月 29 日付けの内容証明郵便にて、当社社

員宿泊分の請求書の送付およびそれ以外の額については当社に支払い責任がない旨を記載し、原告宛に郵送致しました。

しかしながら、原告は当社の主張に納得せず、今回の訴訟の提起に至ったものであります。

本日、複数の口頭弁論を経て、当該判決が言い渡されました。

今後の方針等

当社は、今回の判決について承服しておりませんが、種々の事情を十分に考慮した上で、本判決に対する今後の方針を決定する予定です。また、本判決によって当社の業績に与える影響はないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上